

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程（平成29年旭医大達第18号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) 第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。 (1) <u>病院長が担う、医療に係る安全管理に関する業務の状況を確認すること。</u>（新設） (2) 医療安全管理責任者、医療安全管理部、<u>医療安全管理委員会、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務の状況について病院長、医療安全管理責任者、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を行うこと。</u> (3) 必要に応じ、学長又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を具申すること。 (4) 前3号に掲げる業務について、その結果を公表すること。 (5) その他<u>医療に係る安全管理</u>の監査に関すること。 （組織） 第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>医療に係る安全管理に関する識見を有する者（医療安全管理</u>	(略) 第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。 (1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部、<u>医療に係る安全管理のための委員会</u>、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務の状況について<u>病院長から</u>報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を行うこと。 (2) 必要に応じ、学長又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を具申すること。 (3) 前2号に掲げる業務について、その結果を公表すること。 (4) その他<u>医療安全管理</u>の監査に関すること。 （組織） 第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他</u>

部門に配置された専従の医師，薬剤師又は看護師として3年以上の経験がある者に限る。）

(2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（前号に掲げる者を除く。）

(3) その他学長が必要と認めた者

2 委員会の委員数は3人以上とし，委員長及び委員の半数を超える数は旭川医科大学（以下「本学」という。）と利害関係のない者から選任するものとする。

3 第1項第1号及び第2号の委員は，本学と利害関係のない者とする。（新設）

4 前2項の利害関係のない者は，次に掲げる条件を満たす者とする。（新設）

(1) 過去10年以内に本学と雇用関係にないこと。

(2) 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において，年間50万円を超える額の寄附金又は契約金等（委員会に係る費用を除く。）を本学から受領していないこと。

5 第1項の委員は，学長が委嘱する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き，前条第1項の委員のうち学長が指名した者を持って充てる。

（略）

（是正措置）

第8条 学長又は病院長は，第2条第3号により具申された意見に基づき，必要に応じて是正措置を講ずるものとする。

（略）

附 則

の学識経験を有する者

(2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（前号に掲げる者を除く。）

(3) その他学長が必要と認めた者

2 委員会の委員数は3人以上とし，構成員の過半数は旭川医科大学病院と利害関係のない者から選任するものとする。

3 第1項の委員は，学長が委嘱する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き，前条第1項の委員のうち旭川医科大学病院と利害関係のない者の中から学長が指名した者を持って充てる。

（略）

（是正措置）

第8条 学長又は病院長は，第2条第2号により具申された意見に基づき，必要に応じて是正措置を講ずるものとする。

（略）

この規程は、令和9年4月1日から施行する。

【改正理由】

医療法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。